

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 27

処 分 名	鳥獣の捕獲許可	
処 分 の 概 要	申請に基づいて鳥獣の捕獲を許可する。	
根 拠 法 令 名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)	
条 項	第9条第1項	
所 管 課	農林水産課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	5日	
標準処理期間	計	5日
審査基準	<p>鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第3項の各号に該当しないこと、及び愛媛県第12次鳥獣保護管理事業計画書(鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定)を基準とする。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</p> <p>第九条 学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を行う者は、次に掲げる場合にあつては環境大臣の、それ以外の場合にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>一 第二十八条第一項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区の区域内において鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をするとき。</p> <p>二 希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。</p> <p>三 その構造、材質及び使用の方法を勘案して鳥獣の保護に重大な支障があるものとして環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に許可の申請をしなければならない。</p> <p>3 環境大臣又は都道府県知事は、前項の許可の申請があつたときは、当該申請に係る捕獲等又は採取等が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の許可をしなければならない。</p> <p>一 捕獲等又は採取等の目的が第一項に規定する目的に適合しないとき。</p> <p>二 捕獲等又は採取等によって鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき(鳥獣の管理の目的で捕獲等又は採取等をする場合であつて、環境省令で定める場合を除く。)</p> <p>三 捕獲等又は採取等によって第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>四 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は環境省令で定める区域(以下「指定区域」という。)の静穏の保持に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>○愛媛県第12次鳥獣保護管理事業計画書</p> <p>第四 2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定</p> <p>(1)許可しない場合の基本的考え方</p> <p>以下の場合にあつては、許可をしないものとする。</p> <p>① 捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。</p> <p>② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させるなど、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、外来鳥獣等により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに外来鳥獣等の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合は、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

- ③ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させるなど、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合。
- ④ 捕獲等又は採取等によって第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合。
- ⑤ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることにより、それらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。
- ⑥ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらずとも捕獲等の目的が達せられる場合、又は特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域(以下「指定区域」という。)の静穏の保持に著しい支障が生じる場合。
- ⑦ 法第36条及び規則第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。
- ⑧ 法第38条第2項に規定される住居集合地域等における銃猟により捕獲等を行う場合。ただし、法第38条の2の規定による都道府県知事の許可を受けたものについては、この限りでない。

2-3 鳥獣の管理を目的とする場合

(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

④ 被害の防止の目的での捕獲についての許可基準の設定

1) 方針

被害の防止の目的のための捕獲許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りではない。

2) 許可基準

捕獲許可の対象者は、原則として次の要件を満たす者から選択するものとする。また、捕獲実施者の数は、捕獲に必要な人数とする。

ア 被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された個人若しくは法人(法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。)

イ 狩猟免許を有する者

ただし、法第9条第3項各号のいずれにも該当せず、捕獲した個体の適切な処分ができることと認められる場合にあつては、次に掲げるとき等は狩猟免許を有していない者にも許可することができるものとする。

(ア) 小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の鳥獣を捕獲する場合であつて、次に掲げる場合。

a 住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合。

b 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内(使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。)において捕獲する場合であつて、1日1回以上の見回りを実施する等、錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合。

(イ) 被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合。

(ウ) 農林業被害の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合。

(エ) 法人に対する許可であつて、次の要件をすべて満たしたうえで、狩猟免許を有していない者を補助者として含む場合。

a 銃器の使用以外の方法による場合であつて、従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれていること。

b 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること。

c 狩猟免許を有する従事者の監督下で捕獲を行うこと。

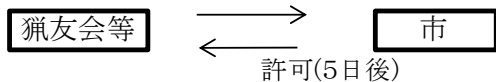
d 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。

ウ 規則第67条第2項に該当する者

エ 被害等市町内若しくはその周辺に居住し、必要に応じ迅速に有害鳥獣捕獲活動に従事できる者

手続の流れ

有害鳥獣捕獲許可申請



※申請書の受付時に、許可決定の予定日を申請者にお知らせする。